

○福井県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

〔平成19年2月1日〕
〔条例第10号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、公務のために旅行する福井県後期高齢者医療広域連合の職員（特別職の職員を除く。以下「広域連合の職員」という。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費）

第2条 広域連合の職員に支給する旅費の額及び支給方法については、福井県の一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。